

政令第七十七号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百三十一号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

理由

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。